

大阪市告示第1318号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年9月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール 水泳場（25メートルプール）	令和8年10月13日（火）	午前9時から 午後9時まで
大阪市立 大阪プール 水泳場（50メートルプール） 水泳場（飛び込みプール）	令和8年10月1日（木）から 同月18日（日）まで	午前9時から 午後9時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール 水泳場（25メートルプール）	令和8年10月12日（月）	午前9時から 午後7時まで
大阪市立 大阪プール 水泳場（50メートルプール） 水泳場（飛び込みプール）	令和8年10月3日（土）から 同月4日（日）まで	午前7時から 午後9時まで
	令和8年10月17日（土）から 同月18日（日）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）